

「令和8年度広報部公式Instagramアカウント運用支援業務」 提案説明書

1 本説明書について

本書は、札幌市が実施する「令和8年度広報部公式Instagramアカウント運用支援業務」の契約候補者を選定するための公募型企画競争に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 企画競争に付する事項

(1) 業務名

「令和8年度広報部公式Instagramアカウント運用支援業務」企画運営業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)までとする

(4) 予算規模

2,500,000円(消費税および地方消費税相当額を含む。)を上限とする。

※上記金額は契約金額の上限を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

3 業務の概要

本業務は、委託者が保有する広報部公式Instagramアカウントを用いて、より幅広い層の市民に対し、Instagramの特性を踏まえて効果的に市政情報を発信することで、市民理解の促進と市政参加の拡充を図ることを目的とする。

4 全体的な留意事項

- (1) 企画提案書は、本業務に関する公募型企画競争において、契約候補者決定のための評価対象となる。そのため、企画内容を評価しやすいよう具体的に分かりやすく記述すること。
- (2) 本市の仕様書に示す要求事項の記載が漏れていた場合、該当する評価項目(小項目)を採点しないこと。
- (3) 企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとみなす。

5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当すると認められる者でなく、かつ、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されており、かつ、令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)への登録申請手続きを行っていること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合は、この限りで

はない。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

6 提出書類

- (1) 参加意向申出書(様式1)
- (2) 企画提案書

作成にあたっては、別紙仕様書を熟読のうえ、下記7に従うこと。なお提案にあたっては、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めること。業務実績として動画等を用いた説明を行いたい場合には、事前にデータを提出したうえで行うこと。データの送付方法は下記8(6)の連絡先に事前に相談すること。なお、企画提案審査会(ヒアリング)における説明の際には事前に提出したデータ以外を用いることは認めない。

- (3) 仕様書4(1)のとおり、起用するインフルエンサーのフォロワー数及び直近1か月(令和8年1月1日～令和8年1月31日)の平均閲覧回数が確認できる書類
- (4) 参考見積書(自由様式。ただし、積算の詳細がわかるよう、内訳を記載すること)
- (5) スタッフの体制と仕様書に記載する業務の役割分担を明記した体制図
- (6) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)への登録が確認できる書類(認定通知書)

7 企画提案書作成にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書には表紙をつけ、表題として「令和8年度広報部公式Instagramアカウント運用支援業務」と記載すること。また、企画提案書はすべてA4サイズとすること。
- (2) 1部は製本(参考見積書、体制図含む)し、社名及び代表者名を表紙に記載したうえ、本市の競争入札資格者名簿の登録申請に使用した印鑑を押印すること。また、提案者の担当部門及び責任者を明示すること(これを「正本」という)。
- (3) 正本の表面には「氏名(法人の場合はその名称または商号)業務企画提案書」と記載すること。
- (4) 印を押さない企画提案書、参考見積書、体制図を9部作成すること(これを「副本」という)。副本は表紙に社名を記載しないこと。副本は製本せず、一式をゼムクリップ等で留め、ホチキスは使用しないこと(ページ番号を記載するなど落丁対策を講じること)。
- (5) 正本を除き、会社名(再委託予定先含む)及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」もしくは「○○社」、氏名については、「○○」といった表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。

8 申込方法・スケジュール

- (1) 募集要項

下記ウェブサイトに掲載している。

<https://www.city.sapporo.jp/somu/cross-media/r8instagram.html>

- (2) 質問の受付及び回答

ア 受付期限

令和8年2月13日(金)17時まで【必着】

下記(6)に記載の電子メールにより受け付ける。質問書(様式3)に記載し、電子メールの件名は、「令和8年度広報部公式Instagramアカウント運用支援業務に関する質問」とすること。なお、電話での質問は受け付けない。

イ 回答

原則として、令和8年2月16日(月)17時までにホームページで公開する(質問を行った法人名等は公表しない)。なお、受付期限までに到着しなかった質問については、回答しない。

(3) アカウント分析情報の事前確認

広報部公式Instagramアカウントの分析ツール(インサイト)情報の確認を希望する場合には、下記(6)まで連絡すること。なお、確認の受付期限は令和8年2月16日(月)17時までとする。

(4) 参加意向申出書及び参加資格確認書類の提出

ア 受付期限

令和8年2月17日(火)17時まで

イ 受付時間

10時から17時まで持参または郵送とする(必着)。電子メール、ファックスでの提出は認めない。

ウ 提出書類

上記6(1)及び(6)

(4) 企画提案書等の提出

ア 受付期限

令和8年2月20日(金)17時まで

イ 受付時間

10時から17時まで持参または郵送とする(必着)。電子メール、ファックスでの提出は認めない。

ウ 提出書類

上記6(2)から(5)のとおり

(6) 連絡先・問合せ先・書類の提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市総務局広報部広報課 担当:廣川

電話011-211-2036

メールアドレス:cross-media@city.sapporo.jp

(7) その他

ア 書類等の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。

イ 誤字等を除き、応募書類等提出後の内容変更および追加は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が判断した場合には、内容変更及び追加を認めることがある。

ウ 書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

エ 提出された書類は返却しない。

オ 書類の著作権は申込者に帰属するが、札幌市が本件の選定の公表等に必要な場合には、札幌市は書類の著作権を無償で使用できることとする。

カ 書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。

キ 申込後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)の提出が必要である。

9 審査

(1) 企画競争実施委員会

企画の審査は、参加資格を満たすことを確認した者について、業務委託契約の優先交渉団体選定のため、札幌市広報部「令和8年度広報部公式Instagramアカウント運用支援業務」企画競争実施委員会(以下「実施委員会」という。)を設置のうえ行う。

(2) 審査方法

ア 本市が設置する実施委員会が、企画競争参加者の提出した企画書について書類審査、及び、下記に掲げる企画提案審査会(ヒアリング)を実施し、採点を行う。予定価格の制限の範囲内で、最低基準点(企画提案審査会出席委員数×100×0.6)を超えて、合計得点の最も高かった者を契約の優先交渉団体とする。

イ 企画提案審査会(ヒアリング)について

- (ア) 令和8年3月4日(水)または3月5日(木)に札幌市役所本庁舎での実施を予定。
- (イ) 出席者は総括責任者を含め最大3名までとする。
- (ウ) ヒアリングは1社あたり約25分(説明15分、質疑約10分)を想定し、順次個別に行う。(ヒアリング時間は想定であり、変わる可能性がある)
- (エ) ヒアリング時間等詳細については、参加者に別途通知する。

ウ 審査結果

契約候補者の決定後、速やかに申込団体全員に文書で通知する。

エ その他

参加者が1社となった場合でも、最低基準点(企画提案審査会出席委員×100×0.6)を超えた場合に限り優先交渉団体とする。なお、実施委員会による合計得点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

10 評価基準

審査基準は以下のとおりとし、総合的に判断する。

なお、各項目内に記載している点数は審査委員1人あたりの持ち点(100点)である。

項目	着眼点
業務遂行能力 (10点)	<input type="checkbox"/> 業務の目的・内容を十分に理解した上で、円滑な業務遂行や効果が最大化できる人員配置や役割が提案されているか。(5点) <input type="checkbox"/> 過去の類似・関連業務実績が、業務全体を円滑に遂行できると判断できるものであるか。(5点)
企画・発信力等 (60点)	<input type="checkbox"/> 情報発信を実施するインフルエンサーは、企画力や発信力を有し、目的達成に対して効果的な者が選定されているか。(20点) <input type="checkbox"/> 業務の目的達成に資する内容となるよう、企画・発信の手法や連携方法などについて、具体的かつ創意工夫のある提案がされているか。(15点) <input type="checkbox"/> 市民の興味・関心を引きつけ、投稿の拡散、フォロワーの拡大及び市民の行動変容が期待できる内容・手法が提案されているか。(25点)
実施方法(15点)	<input type="checkbox"/> 委託者の意向や課題、活用可能なリソースなどを丁寧に聞き取り、適切に助言を行う伴走支援や発信効果の分析・共有、手法の柔

	軟な見直し・改善について、具体的な方法が提案されているか。(15点)
経費(5点)	<input type="checkbox"/> 提案内容に応じて妥当な見積もりの積算であり、コスト削減が考慮されているか。(5点)
独自提案(10点)	<input type="checkbox"/> 独自提案として、仕様に定めることを超えて、当該業務の目的に寄与する提案がされているか。(10点)

11 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあっては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき。

12 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

13 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日(札幌市の休日を定める条例(平成2年条例第23号)で規定する休日を除く。)以内にその理由等について書面により求めることができる。

14 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日(札幌市の休日を定める条例(平成2年条例第23号)で規定する休日を除く。)以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

15 契約条件

契約は、選定された優先交渉団体と本市の間で協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第2項に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり、企画提案内容(参考見積内容を含む。)をもって、そのまま契約するとは限らない。

また、選定された優先交渉団体との協議が不調に終わった場合には、実施委員会において次点とされた団体と協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第2項に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結する。

契約の締結に際し、契約者は、札幌市契約規則第24条により、その履行を保証するために契約保証金を納めること。ただし、札幌市契約規則第25条により納付を免除することが

ある。

16 権利関係

- (1) この業務の履行のために行う打ち合わせ、資料提供、調査事項等の内容は第三者に漏らさないこと。
- (2) 受託者は、納品した成果品について、受託者が有する著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する著作権を成果物の納入とともに委託者に無償で譲渡するものとする。
- (3) 受託者は、納品した成果品について、著作権法第18条から第20条までに規定する著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、委託者に無償譲渡する著作権を委託者以外の第三者に譲渡しないこととする。
- (5) 受託者は、納品した成果品について、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとする。
なお、成果品が第三者の著作物である場合には、当該事業の趣旨をふまえ、著作権その他諸権利に関して必要な手続きを行うこととし、手続きの不備によって生じる一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (6) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)に該当しない場合においても、目的物の改変を行うことができるものとする。
- (7) 本業務の成果物が仕様に反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。
- (8) 委託者による成果品の編集および、編集にあたって委託者が新たな受託先を選定することについて妨げないこと。